

第3回台東区区民憲章 第3班班別会議

11月14日(月) 19:00~21:00

台東区役所 603 会議室

出席：懸田、金、富坂、野坂、星野、松村、森野、山口 計8名(敬称略)

1. 台東区らしさのまとめ

問屋街など買い物・飲食といった要素も追加すべき

- ・ アメ横、合羽橋の道具街など特徴的な商店街・買い物場所は「台東区らしさ」として追加した方がよい。特に、浅草橋、合羽橋など問屋街は台東区の特徴である。
- ・ 対外的には、問屋街の歴史的なイメージが強く、実際に各地域の販促を目的とした取り組みがみられるが、区全体でみた場合、事業所数は減少している。商売の観点からみると、理想像ばかり追いかけることもできない状況がある。
- ・ 区民憲章として、古いものを大事にするという視点を持つのであれば、問屋街は大事にしたいものの1つである。
- ・ 浅草は、「見るまち・買うまち・食べるまち」から「安心して楽しめて遊べるまち」に変わっている。

2. 区民憲章の対象となる「区民」の範囲について

行動主体としては住民が中心であるが、「区民」の範囲は狭めない

- ・ 例えば、煙草のポイ捨て規制の実効性を考えると、観光客、買い物客であっても、台東区に一時的でも足を踏み入れている間は、「区民」とすべきである。
- ・ 観光客は「お客様」である。区民は、そのお客様に来て頂くために努力する主体であるとするならば、努力の対象である「観光客」を「区民」の範囲に含めるのは難しいのではないか。煙草のポイ捨てを禁止する「条例」とは別に考えた方がよい。
- ・ 区民憲章は、覚えやすさという観点から、短い抽象的な文言にならざるを得ない。そうした中で、「住民」「納税者」など「区民」の範囲を限定することは難しい。
- ・ 前文で「区民」に対する説明書きを加えることも想定されるが、現時点で「区民」の範囲を限定するのは難しいだろう。
- ・ 台東区に偶に来る人にもわかってもらえる幅の広い柔らかい区民憲章を目指すのであれば、区民憲章では「区民」を明確に定義しない方がよい。
- ・ 台東区を主体的な立場で最も考えやすいのは誰かと考えると「住民」が中心であることは間違いない。

区民憲章では、「区民」を明確に定義する必要はない。行動主体としての「区民」を考えた場合「住民」が中心となることは間違いないが、「在勤者」「来街者」等、多様な主体が行動主体になることも想定されるため「区民」の範囲は限定することなく幅広く捉えて議論を進めていくこととする。

3. 総合計画・自治基本条例・都市宣言との違いについて

区民憲章と、総合計画、自治基本条例、都市宣言との違いを十分に認識した上で、今後の議論を進めていくこととする。

4. 実践活動について

具体的な実践活動を踏まえた区民憲章とすべき

- ・ 区民憲章の想定期間が半永久的であるとすれば、それほど具体的な内容は挙げられない。しかし、策定して何十年経って何も実践活動が行われない恐れもあり、憲章に記載するかどうかは別として実践内容を議論する必要がある。
- ・ 実践活動を推進する機関・組織を検討する必要がある。憲章本文には、具体的な実践内容を明記することは難しいので、半永久的な本文とは別に、定期的に内容の見直しが可能な実践内容を検討すべきである。憲章本文だけの議論に終始すると、単なるアドバルーンで終わる可能性がある。

官民一体となった区民憲章の普及・啓発が必要

- ・ 憲章の文言自体よりも実践活動の方が重要である。しかし、区民だけで実践できる内容は限られており、行政のバックアップは必要である。前回話題となった水沢市の評価すべき点は、行政が何十年も前に策定した市民憲章の実践内容を評価し見直した点である。台東区としても、具体的な支援内容はまだ決まっていないが、全面的にバックアップさせて頂きたいと考えている。
- ・ 実践活動の推進主体は誰が担うのか、行政の支援はどの程度あるのか、立ち上げはどのような形で行うのかなどの課題がある。台東区の現状をみると、自然発生的な立ち上げはあまり期待されず、とりあえず今回の市民会議のメンバーが中心となって推進主体を立ち上げることが必要である。

町会単位の普及・啓発には効果を高めるための工夫が必要

- ・ 現在、広報の配布、災害時の物資配布などは町会単位で行われており、区民憲章の配布、情報発信も町会単位で行われていくことが想定される。その場合、どのように区民憲章を活かしていくのか十分に議論した上で町会に配布しなければ、町会も区民憲章を持て余してしまうだろう。例えば、押し付けではない形で区民憲章のレクチャーを実施することが想定される。
- ・ 行政からも、広報等を通じて区民に区民憲章を伝えていかなければならない。
- ・ 町会を通じて区民憲章を普及していくとすれば、行政による何らかの支援が必要である。ただし、その場合、担当職員の異動により、現在議論されている内容が形式的な伝達に変質することが懸念される。行政も相当程度、関与しなければ絵に描いた餅になる恐れがある。官民一体となった取り組みが台東区の特長として打ち出すことができるような

区民憲章になればよい。

- ・ 祭りを契機として若手が結束して活動する町会がみられる。憲章の中で、町会を使うということが述べられれば、若手が中心となって動いていくことができるのではないか。
- ・ 町会によって集まる年代層、議題・活動内容が全く異なる。官民一体となった推進委員会を組成して、各町会を回ってPRしてはどうか。区民憲章は堅苦しいルールではなくわかりやすい表現で作成し、区民にPRしやすいものにした方がよい。

区民憲章を区民共通のものにするための仕組み作りが重要

- ・ 区内小中学校で作文コンクールを実施するなど、お金のかからない方法で定期的に普及啓発していくことが必要である。
- ・ 区民の意見を十分に取り入れた憲章にした方がよい。区民共通のものにするための仕組み作りが重要である。
- ・ これまでの議論の経過をHPに掲載するだけでも、区民への普及・啓発効果が期待される。

5. その他（スケジュール等）

- ・ 次回は12月9日（金）19:00から開催する。議題は、将来に向けて実現したいことなどを議論する。

（以上）